

答申案に対する委員の意見
(対象事業：(仮称)浜松湖西豊橋道路)

資料5

No.	項目	意見元	意見等
1	はじめに	岸本委員	「環境省のレッドリスト等に掲載されている絶滅のおそれのある貴重な動植物が生息、生育するとされている。」の部分、「するとされている」ではなく「する」が良いと思います。
2	Ⅱ-4 土地の安定性	森下委員	土地の安定性は静岡県条例の技術指針で挙げられている項目であることを書く必要はないか、ご検討ください。
3	Ⅱ-5 動物	坂東委員	「動物の生息地の保全」について、項目の初めに追記してください。事業により重要な種の生息地が消失、または縮小する範囲を調査により明らかにし、影響を回避、低減すること。
4	Ⅱ-5 動物	坂東委員	「サシバ等の猛禽類の渡りルートが含まれている可能性があり加えて、」までを削除。「鳥類の渡り等も考慮した上で、」を「サシバ等の猛禽類をはじめとした鳥類の渡りも考慮した上で、」とする。
5	Ⅱ-5 動物	坂東委員	調査に係る検討の3点のうち、最新の科学的知見に基づく手法の採用を一番初めに記載してください。
6	Ⅱ-6 植物	岸本委員	トキワマンサクと合わせて「保全上重要な湿地性の種」を入れておくのが良いと思います。
7	Ⅱ-9 文化財	小泉委員	新たな文化財が発見された場合の対応について、関係者へのヒアリング以外に、適切な対応を記載した方がよいのではないかと。過去の答申などを参考に検討していただきたい。
8	Ⅱ-11 廃棄物等	小泉委員	発生土置き場の確保や要対策土の対策なども記載してはどうか。過去の答申などを参考に記載を検討していただきたい。